

博士論文の電子公開および複写（ダウンロード）等に関する許諾書

年 月 日

法政大学図書館長 殿

私が執筆した下記の博士論文（全文または要約）について、法政大学学術機関リポジトリならびに国立国会図書館を通じて、インターネット上に無償公開し、全文の複写に供することを許可します。

尚、許可にあたり、法政大学図書館からの「博士論文の電子公開および全文複写（ダウンロード）について」とする別紙の説明を理解し、許諾するものと致します。

記

所属	研究科 専攻		
学生証番号	(論文博士の方は記入不要です)		
氏名			
かな氏名			
英字氏名			
論文題目			
論文題目(よみがな)			
題目訳 (英語・任意)			
検索ワード(任意)			
指導教員			
学位取得日(予定)	年 月 日	学位名	博士()
公開するもの	☐ 全文 ☐ 要約(学位規則「やむを得ない事由」に該当。研究科教授会承認・要)		
公開希望日 (原則「即時」公開)	☐ 即時 ☐ 年 月 日以降に公開する※ ※理由:		
現在の公表状況	学術雑誌等への公表状況	☐ 公表済 ☐ 公表予定 ☐ 公表予定なし ☐ その他()	
	公表先 (初出誌の書誌情報等を記入のこと)	雑誌名または書名、出版社名、刊行年、掲載巻号、掲載ページ等	
学位取得後の連絡先 (公開許諾事項以外の問い合わせを受けた場合に利用します)	住所		
	電話		
	Eメール		

以上

博士論文の電子公開および全文複写（ダウンロード）について

法政大学図書館

2013 年 4 月 1 日に改正学位規則が施行されました。これに伴い、より広くより多くの人に向けて博士論文が公開されることとなりました。省令に基づき学術機関リポジトリによる公開が原則となり、リポジトリを通じて国立国会図書館へ収集されます。リポジトリにより公開された論文全文の所在情報は、国立情報学研究所提供のポータルサイト (IRDB)、学術データベース CiNii 等により、波及的に広がっていくことが期待されます。

公開後は、「法政大学学術機関リポジトリ運用指針」(別紙) に則り運用されて参ります。著作権は著作権者に留保されたまま公開されます。当該論文が出版等で、さらに有効な成果の公開がなされる場合には著作権者の利益が損なわれないよう、公開停止などの手続きを取ることできます。

学位取得後の論文公開にあたって、この許諾書を提出していただきますが、下記の注意事項ならびに留意事項についてご確認くださいようお願い申し上げます。

<注意事項>

- 注 1 この許諾書は、博士論文をインターネット上に公開するために、著作権法の定める公衆送信権・複製権（ダウンロード権）について許可を与えていただくものです。
- 注 2 法政大学図書館は、博士論文本文の PDF データに国立国会図書館へのハーベスティングや検索エンジン・学術ポータル等の論文検索で必用なメタデータの付与を行います。文中に学籍番号等が記載されている場合、そのまま公開されてしまいますので、ご注意ください。
- 注 3 データの公開にあたり、法政大学学術情報リポジトリのホームページ上に、データの複製・印刷・ダウンロード等は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示いたします。
- 注 4 学位論文に共著者がある場合、資料館等の許可を得た資料を用いて執筆されている場合はそれぞれから論文の公開について許諾を得ておいてください。
- 注 5 博士論文を公表予定の場合は、出版社等へ連絡し公開の許諾を得てください。既に公開済の場合も同様に許諾を得るようにしてください。出版社から許諾が得られない場合は大学院事務担当に速やかに連絡を取ってください。
- 注 7 記入スペースが足りない場合は、別紙にご記入ください。
- 注 8 許諾書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。ただし、公開作業にあたり、業務の一部を外部へ委託する場合があります。

<留意事項>

博士論文公開後に、特許・実用新案の申請、出版の予定が生じ、公開を取り下げる申請を希望する場合は、速やかに大学院事務担当までご連絡ください。

法政大学学術機関リポジトリに関する照会先：

102-8160 千代田区富士見 2-17-1 法政大学図書館事務部 市ヶ谷事務課 学術機関リポジトリ担当
TEL: 03-3264-9512/FAX: 03-3264-9687/E-Mail: libi@hosei.ac.jp

法政大学学術機関リポジトリ運用指針

規定第 1418 号

(目的)

第1条 法政大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、法政大学（以下「本学」という。）における教育・研究成果を蓄積し、ネットワークを通じて学内外に無償で公開することを通じて、本学の教育・研究の発展に資するとともに、社会的貢献を果たすことを目的とする。

この運用に関し必要な事項を「法政大学学術機関リポジトリ運用指針」に定める。

(管理運用)

第2条 リポジトリの管理運用は、図書館において、図書館によるリポジトリシステムの他、総合情報センターによる全学ネットワークシステムが提供するオンラインストレージサービスを用いて行う。

(登録申請できる者)

第3条 リポジトリに教育・研究成果を登録申請できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在職する専任教職員（付属校教員も含む。）
- (2) 本学に在籍する学生・大学院生
- (3) その他、図書館長が認めた者

(登録要件)

第4条 登録される教育・研究成果は、次の各号に定める要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 本学において成果の主要な部分が作成されていること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - a 教育・研究の成果である論文等
 - b 教育・研究の成果である論文等の根拠となる研究データ
 - c 本学が学位を授与した学位論文
 - d 本学の紀要
 - e 本学内に基盤をもつ学会等の刊行物
 - f 教育・研究の成果である刊行物
 - g その他図書館長が認めるもの
- (3) 電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて配信できること。
- (4) 公開にあたり、法令、社会通念及び情報セキュリティ等に問題が生じないものであること。

(登録の義務又は推奨)

第5条 「法政大学オープンアクセスポリシー」に基づき、登録を義務付ける又は推奨する研究成果の要件は別に示すものとする。

(登録申請)

第6条 登録申請する者（以下、「登録申請者」という。）は、所定の「登録申請・許諾書」及び教育・研究成果とそのメタデータを図書館長へ提出する。

(リポジトリにおける成果及びメタデータの取り扱い)

第7条 図書館は、次の方法で教育・研究成果を取り扱うものとし、登録申請者はこのことを無償で許諾する。

- (1) 教育・研究成果を複製し、メタデータとともにリポジトリ登録用のサーバーへ格納する。
- (2) ネットワークを介して不特定多数へ無償で送信する。
- (3) 保存及び利用維持のために複製・媒体変換する。

(利用者への周知)

第8条 リポジトリに登録された教育・研究成果の利用にあたり、著作権法（昭和45年法律第48号）が遵守されるべきことを、図書館は利用者へ周知する。

(著作権に関する事項)

第9条 登録申請者のみに著作権が帰属しないときは、次のとおりとする。

- (1) 著作権が登録申請者を含め複数の者に帰属するとき、登録申請者はあらかじめ他の著作権者にリポジトリ登録についての許諾を得たうえで、そのことを図書館に対し、「登録申請・許諾書」において通知する。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を社会的に明らかにしている場合には、その必要はない。
- (2) 著作権が登録申請者以外の者・団体等に帰属しているとき、登録申請者はあらかじめ著作権者にリポジトリ登録についての許諾を得たうえで、そのことを図書館に対し、「登録申請・許諾書」において通知する。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を社会的に明らかにしている場合には、その必要はない。

(登録された教育・研究成果の著作権の帰属)

第10条 著作権の帰属は次のとおりとする。

- (1) 教育・研究成果のリポジトリ登録後の著作権は、著作権者のもとに留保される。
- (2) リポジトリに登録するメタデータの著作権は発生しないものとする。ただし、メタデータに記述された抄録についてはその限りではない。

(登録された教育・研究成果の削除)

第11条 図書館は、リポジトリに登録された教育・研究成果が、次に該当するときには、教育・研究成果の削除、又は教育・研究成果及びメタデータの全部の削除を行うことができる。

- (1) 登録申請者が削除の申請を行い、図書館運営会議が承認したとき。
- (2) 公序良俗に反する内容、法令に反する内容、本学の名誉を著しく傷つける内容等の理由により、図書館運営会議が削除を決定したとき。

(登録された教育・研究成果の非公開)

第12条 図書館は、リポジトリに登録された教育・研究成果について、登録申請者が期限を定めて非公開申請を行い、図書館運営会議が承認したときには、教育・研究成果の非公開、又は教育・研究成果及びメタデータの全部の非公開を行うことができる。

(登録申請者の責任)

第13条 登録された教育・研究成果の内容に関する責任は、登録申請者が負う。

(免責事項)

第14条 本学は、登録された教育・研究成果を利用することによって生じた利用者のいかなる損害・不利益について、一切の責任を負わない。

(指針の改廃)

第15条 この指針の改廃は、図書館運営会議の議を経て職務権限規程に基づく決裁を得て行う。

付則

- 1 この指針は、2026年2月12日から施行する。